

八七日以前ニ解雇セラレタル従業員ニ對シテハ
条件ニテ社長名ニ依リ之ヲ撤回セラレタ
シ 尚口頭ノミナ 書ニテ社長名ヲ以テ一
般従業員ニ對シ通知セリタル

ニ我々ハ今回ノ問題ニ于テハ会社 幹部責任ヲ問
ヒタリナリカ会社ニ於テ我々従業員カ今回ノ行
動カ鉄道係員トシテノ諸規程ニ依リテハ故
以テ従業員ノ責任ヲ云々スル時 従業員ト
シテ我々カ今回ノ行動ニ至ラリテ是ノ会社幹
部ノ責任ヲ問ヒタシ

ハ 全希望条件

一 不況対策ニ付テハ 従業員代表者ヲ免此セシムル

コト

二 今後従業員ノ整理ヲナス時ハ 従業員代表者ニ相
談スルコト

三 今回ノ爭議ニ于テハ 絶対ニ犠牲者ヲ為サハル
コト

四 今回ノ我々従業員ノ行動ニ参加セサル他従業員
ノ一部ヲ我々ノ意志ニ依リ退職セシムルコト
但し自動車部員モ含ムモノトス

今九月七日付ノ裁判改正違ヲ訂公スルコト
但し其訂公ニ于テハ 従業員代表ノ意志ヲ斟酌
スルコト

五 今回ノ爭議費用ハ 一切会社ヲ於テ負擔スルコト